

畜産経営体質強化資金対策事業

第 1 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとし、事業の細目については別添 1 及び別添 2 のとおりとする。

1 畜産経営体質強化支援資金融通事業

(1) 畜産経営体質強化支援資金利子補給等事業

畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていくなど意欲ある畜産経営に対し、償還負担を軽減するため、次の支援を行う。

ア 融資機関に対する利子補給

意欲ある畜産経営の既往負債の償還負担を軽減し、経営改善の取組を促進するための借換資金である畜産経営体質強化支援資金（以下「体質強化支援資金」という。）の貸付けを行った融資機関に対して行う利子補給

イ 利子補給の円滑な実施のための調査及び指導

アの事業の円滑な実施を図るために事業実施主体が行う調査、指導等に対する助成

(2) 畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業

畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていくなど意欲ある畜産経営に対し、体質強化支援資金の融通の円滑化を図るため、次の支援を行う。

ア 農業信用基金協会に対する畜産経営体質強化支援資金融通円滑化交付金の交付

農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号。以下「保証保険法」という。）に基づき設立された農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対して行う、体質強化支援資金に係る保証債務の弁済に伴う損失の一部を補填するための畜産経営体質強化支援資金融通円滑化交付金（以下「融通円滑化交付金」という。）の交付

イ 融通円滑化交付金の交付の円滑な実施のための調査及び指導

アの事業の円滑な実施を図るために事業実施主体が行う調査、指導等に対する助成

2 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

次のいずれかに該当する資金の借入れに係る債務を基金協会が保証する場合において、当該債務保証について被保証者が負担する保証料を免除するため、当該保証料を補填するための乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金（以下「増頭資金円滑化交付金」という。）の基金協会への交付

(1) 乳用牛の計画的な増頭に当たって必要な牛の購入又は育成のための資金

(2) 繁殖牛の計画的な増頭に当たって必要な牛の購入又は育成のための資金

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、基金管理団体とする。

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の手続き、消費税及び地方消費税の取扱い、様式等を定めた事業実施要領を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、毎年度、別記様式第1号の畜産経営体質強化資金対策事業実施計画承認申請書を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、2の承認を受けた後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、2に準じて、事業実施計画変更の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 基金負担の増加を伴う事業費の増

4 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を都道府県、信用農業協同組合連合会又は生産局長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

5 事業実施状況の報告

この要領の第8に定める事業実施状況の報告について、事業実施主体は、毎年度、別記様式第2号の畜産経営体質強化資金対策事業実績報告書を作成し、翌年度の4月20日までに生産局長に報告するものとする。

6 償還終了等の報告

融資機関は、体質強化支援資金を借り入れた者（以下「借入者」という。）が体質強化支援資金の償還を終了した場合又は償還が不可能となった場合には、事業実施主体が定めるところによりその旨を事業実施主体に報告するものとする。

7 債務保証等の報告

基金協会は、乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業に係る債務保証を終了した場合には、事業実施主体が定めるところによりその旨を事業実施主体に報告するものとする。

8 目標年度及び成果目標

実施要綱第5の2の生産局長が別に定める目標年度及び成果目標は、畜産経営体質強化支援資金融通事業については次のとおりとする。

(1) 目標年度

目標年度は、借換年度の翌年度から5年以内（借換え後に機械導入により経営改善に取り組む場合にあっては、借換年度の翌年度）として設定す

ること。

(2) 成果目標

借換年度から 10 年後に次のいずれか（借換え後に機械導入による経営改善に取り組まない場合にあってはアからウまでのいずれか）を達成することを旨として目標年度における成果目標を設定し、当該目標の実現が見込まれること。

ア 販売額の 10%以上の増加

イ 生産コストの 10%以上の削減

ウ 農業所得又は営業利益の 10%以上の増加

エ 自給飼料収穫量又は利用量の 10%以上の増加

9 事業評価の報告

実施要綱第 8 の事業実施主体が行う事業評価の報告について、事業実施主体は、毎年度、畜産経営体質強化支援資金融通事業にあっては借入者が行う収益を向上させる取組の達成状況について、乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業にあっては保証料免除対象者の増頭計画の達成状況についてそれぞれ取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

第 4 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、必要に応じて畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）の事業実施主体と連携し、本事業を効率的に実施するよう努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、農林水産省の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努めるとともに、本事業の趣旨及び内容の周知徹底、借入者の経営の改善に向けた的確かつ効率的な指導及び助言に努め、本事業の円滑な推進を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、本事業の趣旨及び内容の周知徹底、融資機関その他の関係機関に対する指導及び助言、借入者に対する必要な指導その他必要な支援に努めるものとする。

第 5 その他

生産局長は、実施要綱及びこの要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査若しくは報告を求め又は指導することができるものとする。

別記様式第1号

平成 年度畜産経営体質強化資金対策事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年月日

農林水産省生産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙5の第3の2（変更の場合は第3の3）の規定に基づき、申請します。

記

- 1 事業の目的（変更の場合は変更の理由）
- 2 事業の内容
別紙「畜産経営体質強化資金対策事業実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費 ①=②+③ 千円	負担区分		備 考
		基金② 千円	その他③ 千円	
I 畜産経営体質強化支援資金融通事業				
I-1 畜産経営体質強化支援資金利子補給等事業				
I-2 畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業				
II 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業				
III 事務費				
合 計				

（注）事業の一部を委託する場合は、委託費を内数として [] 書きで上段に記載すること。

4 資金使用計画

(単位：円)

区 分		平成 年度	備 考
期首基金残高 A			
収 入			
	計 B		
支 出			
	計 C		
期末基金残高 A + B - C			

(注) 発生ベースで記載のこと。

別紙

畜産経営体質強化資金対策事業実施計画

I 畜産経営体質強化支援資金融通事業

I-1 畜産経営体質強化支援資金利子補給等事業

1 総括表

区分 貸付年度	融資 機関数	貸付 対象件数	貸付残高（単位：千円）			利子補給 額（円）	利子補給 累計額 （円）
			期首	償還	期末		
			(A)	(B)	(A)-(B)		
平成 年度							
計							

2 内訳

(1) 酪農・肉用牛

都道府県名	平成〇〇年度						利子補給 累計額 （円）
	融資 機関数	貸付対 象件数 （件）	貸付残高（単位：千円）			利子 補給額 （円）	
			期首	償還	期末		
			(A)	(B)	(A)-(B)		
合計							

(2) 養豚

都道府県名	平成〇〇年度						利子補給 累計額 （円）
	融資 機関数	貸付対 象件数 （件）	貸付残高（単位：千円）			利子 補給額 （円）	
			期首	償還	期末		
			(A)	(B)	(A)-(B)		
合計							

(注) 1 償還額には、利子補給の停止の対象となった貸付残額を含む。

2 「内訳」については、貸付けの年度毎に作成すること。

I - 2 畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業

(単位：千円)

基金 協会名	事業費	算出基礎	備考
合計			

II 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

(単位：千円)

基金 協会名	事業費	算出基礎	備考
合計			

III 事務費

(単位：千円)

内容	事業費	算出基礎	備考
合計			

※作成注意

1. 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。
2. 添付書類については、変更があったものだけに添付すること。

別記様式第2号

平成 年度畜産経営体質強化資金対策事業実績報告書

番 号
年月日

農林水産省生産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日
付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙5の第3の5の規定
に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別記様式第1号に準じて作成すること。

別添 1

畜産経営体質強化支援資金融通事業の事業細目

別紙 5 の第 1 の 1 の畜産経営体質強化支援資金融通事業の事業細目については、以下のとおりとする。

1 借換対象資金

体質強化支援資金により償還負担の軽減のための借換えを行うことができる資金は、体質強化支援資金の借入れを希望する酪農経営、肉用牛経営又は養豚経営を営む者（以下「借入希望者」という。）が借り入れたこれらの経営に必要な資金とする。ただし、次に掲げる資金は除くものとする。

- (1) 農業経営基盤強化資金のうち負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 の（7）に定める資金）
- (2) 経営体育成強化資金のうち負担軽減（経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の II に定める資金）
- (3) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日付け 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）に定める資金）
- (4) 体質強化支援資金
- (5) 畜産特別資金（畜産特別支援資金融通事業実施要綱第 1 の 1 に定める資金）
- (6) 畜産経営維持緊急支援資金（畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成 21 年 6 月 3 日付け 21 農畜機第 1115 号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）に定める資金）

2 貸付対象者

貸付対象者は、次の（1）から（5）までの全てを満たす借入希望者であることとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条の規定による農業経営改善計画又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 の規定による経営改善計画の認定を受けた者（実施要綱第 2 の 3 の中心的な経営体となることができない合理的な事由がある場合に限る。）
 - イ 実施要綱第 2 の 3 に定める中心的な経営体
- (2) 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。
- (3) 酪農経営、肉用牛経営又は養豚経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲と

能力を有しており、3の畜産経営体質強化計画につき都道府県知事の承認を受けていること。

- (4) 償還負担を軽減することにより、3の畜産経営体質強化計画の達成が可能であり、かつ、体質強化支援資金の借入年度以降において、体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能であること。
- (5) 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 農事組合法人
 - イ 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社
 - ウ 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）
 - エ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの
 - オ その他都道府県知事が地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して認めた法人

3 畜産経営体質強化計画

(1) 畜産経営体質強化計画の作成

借入希望者は、関係者、関係機関等の協力を得て、自身が営む畜産経営の収益性を向上させることを目的として、次に掲げる内容からなる畜産経営体質強化計画（以下「体質強化計画」という。）を作成するものとする。なお、作成に際しては、当該関係者、関係機関等は、借入希望者の意向を最大限尊重するものとする。

- ア 経営体の概要
- イ 経営の概況
- ウ 直近3ヶ年の損益及び収支状況
- エ 体質強化支援資金で借り換える既往負債の契約内容
- オ 畜産クラスター計画における位置づけと役割（2の（1）のアに該当する者にあつては地域の畜産における位置づけと役割）
- カ 収益性を向上させるための事業計画
- キ 借換えを行った事業年度から償還を開始して5ヶ年を経過するまでの収支計画
- ク 地域の関係者、関係機関等による支援内容
- ケ 定量的な成果目標及び成果目標を実現させるための取組の内容
- コ その他

(2) 体質強化計画に係る手続き

ア 借入希望者は、(1)により作成した体質強化計画を借入れを希望する融資機関に提出するものとする。

イ 融資機関は、体質強化計画が提出された場合には、借入希望者が2の要件(2の(3)のうち「3の畜産経営体質強化計画につき都道府県知事の承認を受けていること」を除く。)に該当する者であることを確認し、当該体質強化計画の内容を検討した上で、計画の妥当性及び償還確実性に関する意見を付して、当該体質強化計画と併せて都道府県知事に提出するものとする。

ウ 都道府県知事は、融資機関から体質強化計画が提出されたときは、融資機関から提出された意見の内容を十分に考慮して体質強化計画の妥当性を審査し、あらかじめ地方農政局長に協議した上で、体質強化計画の承認を行うことができるものとする。なお、審査に当たっては、必要に応じ都道府県の畜産主務課及び農業に係る資金担当主務課、融資に関する知見を有する機関、畜産に関する技術や経営に知見を有する機関、その他体質強化計画に関し必要な知見を有する機関の職員をもって構成する審査委員会を開催するものとし、審査委員会は中立的に審査に当たるものとする。また、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、体質強化計画の内容の確認に係る照会を行うことができるものとする。

エ 都道府県知事は、ウの承認を行ったときは、速やかに、借入希望者、融資機関及び事業実施主体に通知するものとする。

オ 融資機関は、エの通知を受けたときは、借入希望者に体質強化支援資金を貸し付けるとともに、当該資金を貸し付けた旨遅滞なく、事業実施主体に報告を行うものとする。

カ 体質強化計画を変更する必要がある場合には、アからオに準じて行うものとする。

キ 都道府県知事は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、あらかじめ地方農政局長に協議した上で、ウの承認を取り消すものとする。この際、都道府県知事は、ウの審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

(ア) 体質強化計画の達成が困難となったと認められること。

(イ) 体質強化計画の承認取消しの申請がなされたこと。

(ウ) 体質強化計画の承認後に不実記載が認められること。

(エ) 借入者が2の貸付対象者の要件を満たさなくなったと認められること。

ク 都道府県知事は、キの承認の取消しを行ったときは、速やかに、借入者、融資機関及び事業実施主体に通知するものとする。

4 融資機関

別紙5の第1の1の(1)のアの融資機関は、次に掲げる機関とする。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 株式会社商工組合中央金庫
- (6) 信用金庫
- (7) 信用協同組合

5 貸付条件

- (1) 貸付限度額
貸付限度額は、1の借換対象資金の借入残高とする。
- (2) 償還期限及び据置期間
償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、酪農経営及び肉用牛経営にあつてはそれぞれ25年以内及び5年以内、養豚経営にあつてはそれぞれ15年以内及び5年以内とする。
- (3) 償還方法
償還方法は、元金均等とする。
- (4) 貸付利率
貸付利率は、貸付当初5年間は無利子とし、6年目以降は農業近代化資金金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合の基準金利（「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の2の（1）の基準金利をいう。以下同じ。）に基づき、以下の算出方法により、事業実施主体が定める利率以内によるものとする。

$$\text{貸付利率} = \text{基準金利} - 1.25\%$$

- (5) 利子補給率
利子補給率は1.01%とする。ただし、畜産情勢や貸付金利動向等を勘案して、改定することができる。

6 貸付日

体質強化支援資金の貸付日は、事業実施主体が定めるところによるものとする。

7 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と借入希望者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて体質強化計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

8 利子補給金

- (1) 体質強化支援資金の貸付けを行った融資機関は、事業実施主体が定めるところにより、利子補給金を請求することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、3の(2)のキの規定により借入者の体質強化計画の承認が取り消された場合又は借入者が酪農経営、肉用牛経営又は養豚経営を中止した場合には、それ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により利子補給金の交付が行われなくなった場合には、次に掲げる事項に関して指導及び措置を行うものとする。
 - ア 事業実施主体は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に別表1に定める額を加算して得た額（以下「返還金」という。）を別表2に定める期限内に基金に納付させる。
 - イ 事業実施主体は、アの期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、アの期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

9 融通円滑化交付金

- (1) 基金協会は、融資機関に対し体質強化支援資金に係る保証債務の代位弁済を行おうとする場合には、事業実施主体が定めるところにより、あらかじめ都道府県知事に協議した上で、地方農政局長の承認を受けるものとする。
- (2) 基金協会は、融資機関に対し体質強化支援資金に係る保証債務の代位弁済を行った場合には、事業実施主体が定めるところにより融通円滑化交付金を請求することができるものとする。
- (3) (2)により請求することができる融通円滑化交付金の額は、当該弁済額（当該保証債務に係る独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）からの保険金受領額又はその予定額を除く。）に0.9を乗じて得た額を限度とする。
- (4) (1)の承認は、貸付対象者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には行わないものとする。ただし、アからウまで又はカのいずれかの要件に該当することについて、融資機関及び基金協会の責めに帰することができない場合は、この限りではない。
 - ア 借換対象資金が1に規定する要件に該当しない場合

- イ 貸付対象者が2に規定する要件に該当しない場合
 - ウ 都道府県知事の承認を受けた体質強化計画において不実の記載が認められる場合
 - エ 信用基金との間に保険関係が成立していない保証債務の場合
 - オ 体質強化支援資金の償還が困難であると認められない場合
 - カ 実施要綱、実施要領、別紙5の第3の1の事業実施要領その他本事業に関係する規定に違反することが認められる場合
- (5) 基金協会は、体質強化支援資金に係る保証債務の代位弁済によって取得した基金協会の求償権（以下「求償権」という。）について、回収に努めるものとする。
 - (6) 基金協会は、交付を受けた融通円滑化交付金を、体質強化支援資金に係る求償権の償却に係る経費に充てることができるものとする。
 - (7) 基金協会は、求償権の回収を行った場合には、事業実施主体が定めるところにより、融通円滑化交付金の全部又は一部に相当する額を事業実施主体に返還するものとする。
 - (8) 基金協会は、(6)により求償権の償却を行った場合には、当該事業年度の決算終了後速やかに、事業実施主体が定めるところにより、地方農政局長、都道府県知事及び事業実施主体に報告するものとする。
 - (9) 地方農政局長は、融通円滑化交付金の交付後に(4)のアからカまでに掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、融資機関及び基金協会の責めに帰することができない場合を除き、(1)の承認を取り消すものとする。
 - (10) 基金協会は、(9)により承認が取り消された場合には、事業実施主体が定めるところにより、融通円滑化交付金を返還するものとする。

別表1

額
<p>額は、次に掲げる式により算出するものとする。</p> $\text{額} = a \times 7.5\% \times \frac{b}{365}$ <p>a：適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部の額 b：利子補給金が融資機関に交付された日から第10の3の(1)の返還金が事業実施主体に納付されるまでの日数</p>

別表2

納付期限
<p>納付期限は、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないとして事業実施主体が融資機関に返還金の納付を文書をもって通知した日から起算して40日目とする。</p>

別添 2

乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業の事業細目

別紙 5 の第 1 の 2 の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業の事業細目については、以下のとおりとする。

1 債務保証の対象資金

融資機関が 2 の債務保証引受対象者に貸付ける保証保険法第 2 条第 3 項に掲げる資金のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 乳用牛の購入又は育成に必要な資金
- (2) 繁殖牛の購入又は育成に必要な資金

2 債務保証引受対象者

債務保証引受対象者は、次の (1) から (3) までの全てを満たす酪農経営又は肉用牛経営を営む者であることとする。

- (1) 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。
- (2) 酪農経営又は肉用牛経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、家畜の増頭に取り組む意欲を有しており、3 の乳用牛・繁殖牛増頭計画を作成していること。
- (3) 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 農事組合法人

イ 農業を主として営む個人、その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社

ウ 農業者等がその法人の株主であって、株主の総数が 50 人以下である株式会社（公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）

エ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの

オ その他都道府県知事が地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して認めた法人

3 乳用牛・繁殖牛増頭計画

保証料免除を希望する者（以下「保証料免除希望者」という。）は、自身の飼養頭数を計画的に増頭することを目的として、次に掲げる内容からなる乳用牛・繁殖牛増頭計画（以下「増頭計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 経営体の概要

- (2) 次に掲げる内容からなる飼養頭数を増加させる計画
 - ア 乳用雌牛については、乳用雌牛の増頭及び乳用子牛の生産計画
 - イ 肉用繁殖雌牛については、肉用繁殖雌牛の増頭及び肉用繁殖雌牛としての継続的な供用計画

4 保証料免除に係る補填の条件

- (1) 補填の対象となる保証料率の上限
 - 補填の対象となる保証料率の上限は、独立行政法人農林漁業信用基金の業務方法書における農業運転資金の保険料率を0.7で除して得た率とする。
 - なお、基金協会においてこの率を下回った保証料率を設定している場合はその率を保証料率の上限とする。
- (2) 保証料免除の期間
 - 補填の対象となる保証料免除の期間は、対象資金の償還期間とする。

5 保証料免除に係る手続き

- (1) 保証料免除希望者は、借入れの申込みの際に、債務保証委託申込書に3の増頭計画を添付して融資機関に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、増頭計画が提出された場合は、保証料免除希望者が2の要件に該当する者であることを確認し、当該増頭計画の内容を検討した上で、計画の妥当性に関する意見を付して、債務保証委託申込書と併せて基金協会に提出するものとする。
- (3) 基金協会は、融資機関から増頭計画が提出された場合には、増頭計画の妥当性を審査し、あらかじめ都道府県知事に協議した上で、保証料免除希望者の保証料免除を決定することとする。
- (4) 基金協会は、(3)の決定を行ったときは、速やかに、保証料免除希望者、融資機関及び事業実施主体に通知するものとする。
- (5) 基金協会は、(4)の通知後に保証料免除希望者の保証料免除を行うものとする。

6 増頭資金円滑化交付金

- (1) 基金協会は、債務保証引受対象者の保証料免除を行った場合には、事業実施主体の定めるところにより、増頭資金円滑化交付金を請求することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、債務保証引受対象者に正当な理由がなく次に掲げる事由のいずれかに該当するに至った場合には、事業実施主体が定めるところにより、以後基金協会に対して保証料免除に係る増頭資金円滑化交付金の交付を行わないものとする。
 - ア 債務保証の申込みに際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
 - イ 1の債務保証の対象資金の要件を満たさなくなったとき
 - ウ 2の債務保証引受対象者の要件を満たさなくなったとき

- (3) 事業実施主体は、(2)の場合には、既に交付した増頭資金円滑化交付金の全額又は一部について、基金協会から返還させることができるものとする。